

議 長 受付番号第3号、小澤啓司君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 小 澤 活性化策を提案する

要旨 質問書のとおり

町 長 それでは、小澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、ふるさと納税の件でございます。現在、松田町では、ふるさと納税が、昨年度4件、金額にいたしまして111万2,000円でございます。今年度、平成26年度につきまして、2月末の現在で件数が6件で、金額にいたしましては、大口がなくなり63万2,000円になっております。返礼品といたしましては、足柄茶、ミカン、キウイ、焼酎、日本酒などを御用意させていただいております。議員の御提案いただきましたとおり、来年度から控除額の上限が個人住民税所得割の1割から2割に引き上げられ、また、申告手続の簡素化など、ふるさと納税を後押しするような国の施策も拡充しており、今後ますます全国の市町村間での寄附金の取り合いとも言える事態が過熱化していくであろうと想像しているところでもございます。

また、先日、長崎県平戸市のふるさと納税額が前年度比34倍の約13億円を超えるというなどの報道もございました。寄附に応じて得られるポイントで、カタログから特産物を選べる制度を導入しておられ、返礼品にも海産物、牛肉、アイスクリームなど魅力的な返礼品が多く、特に成功している例で、松田町も参考にさせていただきたい先進的な事例だというふうにも捉えております。

なお、民間では、ふるさと納税を専門的に扱う事業も存在し、当町も担当と打ち合わせをするなど、検討しているところでもございます。ただ、その場合、業者さんに払う委託料として手数料が必要となりますので、現在、松田町の納税額では効果が薄いのではないかとこのように考えております。

一方、国からの通知により、返礼品送付については、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応に留意し、ふるさと納税の本来の趣旨が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招かぬよう、行き過ぎた高額な返礼品を送付することは自粛するように求められているところでもございます。

当町といたしましては、全国から寄附を募るわけでございますので、ふるさと納税本来の趣旨に十分に留意することはもちろんのこと、返礼品についても、町の魅力の発信にも、また観光PRになることから、その価値を高めることが、ふるさと納税の増加につながる最も確実な近道だというふうにも考えております。そのためには、サクラマスなどの開発品や、来年度には、仮称でございますけども、松田ブランド認定委員会などを立ち上げて、特産品の開発にも力を注ぐ一方、視点を変え、町の外にも目を向けて、例えば姉妹町である横芝光町の特産物を返礼品として加えるなど、単に返礼品だけではなく、その返礼相当額の、また仕組み、送り方など、さまざまな手法で納税額を増加させる取り組みを進めてまいりたいというふうにも考えております。

2つ目の御質問につきましては、この後、教育長より、お話をさせていただきますので、まず3つ目の質問を私のほうから御回答させていただきたいと思っております。商店街共通のやっこさんシールで税金や水道代の支払いができないかという質問にお答えをさせていただきます。地方公共団体の歳入の徴収は現金による納付のほか、口座振替、郵便振替、証券、証紙によることができることが地方自治法231条の2に規定されております。また、地方自治法施行令第156条では、納付に使用できることができる証券が記載されております。小切手などや、また無記名式の国債、地方債と限定をされております。上位法に受けまして、松田町でも予算決算会計規則第36条及び第37条で、現金のほか口座振替、郵便振替、小切手などと定めております。以上のことから、現段階においては、やっこさんシールを直接に税金や水道代、使用料支払いなどに充てることはできない状況でございます。

しかし、やっこさんシールは、町内の指定された金融機関におきまして台帳1冊で500円の預金ができますので、町民にとってはお金の使用先の自由度があり、自由な制度と考えてもおります。また、直接的ではございませんが、間接的に税金や水道料、使用料をお支払いすることにも活用ができる状況でございます。

ただ、私どもといたしましても、せっかく御提案をいただいたわけござ

いますので、調査をさせていただいたところ、一部の自治体におきまして、収納や商工担当の窓口で換金後、その現金化したものを税等の納付に利用する形態をとっている自治体があるようでございます。しかしながら、この形態は、先ほどの地方自治法に抵触してはおそれもございまして、その状況を踏まえ、松田町としては現在のところ、やっこさんシールで直接お支払いを行うということとはできない状況でございます。

また、その地域の団体におきましては、松田町とはちょっと違って、銀行での換金はできない地域のものでございます。商店などの現金として使えるだけの、いわゆる商品券に近いものというふう聞いております。それに比べれば、銀行で預金のできるやっこさんシールは、汎用性が高いことになろうかというふうにも考えております。やっこさんシールが少しでも多くの町民の方が便利で使えるように、また、町の活性化につながるような取り組みを通じ、商工振興にもつなげられるように、応援してまいりたいというふうにも考えております。今後も、商工振興会とも協議してまいり所存でございますので、小澤議員におかれましても、その都度、御協力のほうお願い申し上げたいというふうに思います。

最後に、私の思いになるところでございますが、やっこさんシールは、町民に親しまれているからこそ、平成9年の発足から長きにわたり続いているものであり、そこに町民と商店をつなぐ仕組みとして現在も存在している以上、町民から親しまれる理由が何かあるというふうにも考えております。それこそ、私が常日ごろ、お話をさせていただく、町民の魅力、松田町の魅力の一つでもあり、松田町の商いの歴史を語る上での財産であるのではないかというふうにも考えてもおります。以上でございます。

教 育 長

それでは、2点目の御質問にお答えをいたします。御提案の松田氏に関しては、御存じのことと思いますが、松田山ハーブガーデンの指定管理者を努めます松田山ハーブガーデンパートナーズが来園者を呼び込む話題づくりとして、平成26年4月からハーブ館に松田姓に関する紹介資料を展示して募集しております。また、ことし1月末にですね、タウンニュース紙が、県西地域の方にもこの情報を提供をするなどして、松田町の話づくりの情報発信

をしていただいております。ハーブガーデンでは、現在、5組の松田姓の方から問い合わせを受けており、今後は、この方々をハーブ館に招きたいと考えているとのことでした。

また、昨年末、教育委員会に北海道の松田姓の方から、松田姓に関する、その由来を求める問い合わせを受けました。その方は、御自分のルーツを調べておられる方で、松田氏がどのようにして全国に移動していったかなど、教育委員会で知り得る情報を丁寧に情報させていただくとともに、ハーブ館での取り組みを情報提供をさせていただきました。なお、教育委員会では、今回のハーブ館での取り組みを知りまして、2月6日の日に、ハーブ館と内容について聞き取りをしてまいりましたので、このことに関する情報共有を図ることをお約束してきた次第でございます。

ところで、松田姓に関しましては、調べましたところ、インターネットの情報ではございますが、日本の姓は約3万種あるそうです。その中で松田姓は多い順から48番目に位置し、その数、約5万人に及ぶといわれています。全国、沖縄から、北海道から沖縄まで、全国に松田姓が見られますが、議員の御質問の中にありますように、金沢市にその子孫の方がおられるようでございます。その方は、松田氏のルーツを調査されておまして、その冊子は190ページにも及び、歴史的にも価値あるものとして金沢市の資料館での保存活用がされていると確認いたしました。議員より、活力あるまちづくりの一環として御提案をいただきましたので、ぜひ、この方を松田町にお招きをしまして、講演会の開催や観光まつりなどイベントでの紹介といった話題づくりから、松田町の魅力を発信していき、前段お話ししましたハーブ館での取り組みとともに、必要に応じて町文化財保護委員さんとも連携しまして、松田サミットの開催に向け、検討してまいりたいと存じております。以上でございます。

5 番 小 澤 今、松田氏のことに関しましては、教育長のほうから非常に前向きなお話を伺いまして、ぜひ、その方向で進めていただきたいと、こういうふうに思っております。

まずその1番目の、ふるさと納税のことについてお伺いをさせていただきますけ

れども、先ほど、25年、26年、町の実績が報告されましたけれども、私が一番心配しているのが、よその町に松田から、ふるさと納税をされて、どれだけの住民税が減少したのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

税 務 課 長 今の御質問にお答えします。平成26年の課税の中で、平成25年中に寄附があったものの方ですね、8名の、8件の方がございました。寄附金総額としましては48万3,000円。そのうち、寄附金控除となるものは2,000円を引いた残りで46万5,000円となりますけれども、住民税に対する影響額としましては25万7,397円。そのうち、町民税が15万4,438円、県民税が10万2,959円となっております。以上です。

5 番 小 澤 このふるさと納税、2008年にできて、これは国としても、かなり画期的なやり方で、うまいやり方だと思ってますけれども。国のお金を使わないで、民間のその住民税をやりとりしなさいよと、そんな形で地方財政の立て直しを図っていこうというような考えで、今の安倍政権はこれをもっとやっぺいこうと、どんどん進めていこうと、こういうような方向になっているわけですね。先ほど、町長からの説明がありましたように、平成27年度からは、この控除限度額を2倍にしていこうと。そして、28年度からは確定申告をしなくても済むようにしていこうじゃないかということで、この利用勝手を非常によくしていくような方向になっている。そこで今度は、今までは、都会の人が生まれ育った地方にふるさと納税をしてくださいよという話だったんですけれども、生まれ育ったところじゃなくても構わない、どこでもこのふるさと納税ができるということで、地方対地方の競争になっている。ここが、要するに自治体の中に競争原理を導入してきたよということで、黙っているとこの町の税収がどんどん減っていく可能性というのが出てきたんですね。

静岡県のはこれは富士市、去年問題になったんですけども、ふるさと納税が100万入ってきましたよ、でも出ていったお金が300万ありますよということで、ここはお返しをする率を30%で抑えていたけれども、返礼品の魅力がないというようなことで議会でも問題になって、この返礼の率をもっと上げようと、あるいは特産品のその見直しをしていこうというようなことにもなった例があります。

したがって、このことはね、やはり各自治体でかなり力を入れてやっ
ていかないと、人口が減っていく中でそれ以上に住民税がよそへ行っ
ちゃうという大変深刻な問題を抱えていることになるわけですね。で
すからこのふるさと納税というものを、やはりこういうチャンスです
から、このことを踏まえてそういった使い道をしっかりとするか、返
礼品を具体的に何を返すんだというようなことも含めてね、やはり
ホームページの中で訴えていかないと、なかなかこの町にふるさと
納税でお金を寄附しましょうよという人がふえてこない。これは、
やはり税収を上げるために、人口がふえればいいですけども、この
ふるさと納税というのは人口がふえなくても税収だけが上がって
くる。よその町では、香典の半返しじゃありませんけれども、50%
は返そうよ、中には80%返すよというところもありますけれどもね、
やはりそれだけのものをお返ししても、それ以上のものが町の税収
として上がってくるということで、今はっきり言って、特に北海道
あるいは東北、九州、このふるさと納税をいかに自分のところに引
っぱり込むかということに一生懸命になっている。だからそういう
意味で、返礼品でちょっと加熱状況にあるということとはわかりま
すけれどもね、ただ、これを黙って指をくわえて見ていると、やは
り町の税収が落っこっていく、こういうような心配が非常にあるわ
けですね。

今、町のほうのふるさと納税の状況も説明がありましたけれども、や
はりこれでは非常にちょっと心もとないなというように思います。
この辺についてももう一度町長のほうからですね、このふるさと納
税、どうやっていくのか、そういったお金が入ってくるだけじゃな
い、出ていく心配も非常にあるのでね、その辺についてももう一度
見解を伺いたいと思います。

政策推進課長

すいません、じゃ、私のほうから。ふるさと納税、確かにいろいろある
と思います。長野県の、ちょっと町の名前は忘れちゃったけども、
タブレットを返礼品として送って、町のその地場産業を活性化させ
るという方法もあると思います。議員に質問をいただいてから私も
自分の町のホームページを見たんですけども、ふるさとを思う気持
ちへの感謝のしるしとして町の特産品をお届けしますと、この1
行だけしかないんですね。ですから、先ほど町長も

ありましたように、その返し方、幾らかもらうと毎月返せるとか、四半期ごとに返せるとか、その中身につきましても、先ほど中野議員からいただいたように、牛肉をちょっと加えてみるとか、そういうことをちょっとこれから少し考えまして、このふるさと納税の獲得にですね、向けて少し準備をしたいと、そのように考えております。

議
町
議
町

長 町長、そのことを踏まえてお願いいたします、今の。

長 どっちかという、私の気持ちを踏まえて話したほうがいいですね。

長 同じ、結構です、はい、どうぞ。

長 今、課長からの答弁もありましたように、要は一言で言うと準備不足なんですね。こういうふうになるというのはもう前からわかって、ただ国が、推進がちょっと…ちょっとというか、かなり推進をし始めたということで、何でもやっぱりその風とか空気感をやっぱり酌んでいってやっぱりやっつかないと、どうしても乗りおくれしてしまうというのは感があります。本来ならばもう認定委員会も立ち上げ、もうブランド品をどんどん4月1日ぐらいから認定品としてどんどん打って出なきゃいけなかったのかなというふうに思います。これは非常に私の中でも少しジレンマを感じるところでございますので、27年度の予算ということで今回組ませてもらったところから、何かこう各駅停車みたいな格好で進んでおりますけれども、実際進み始めれば快速急行ぐらいになるようにですね、どんどんやっていって、先ほどのふるさと納税の結果を見てですね、よくわかるように、だんだんよそに打って出る人たちが多く、多くなると思います。ですので、どんどん地域の方々から見ていただいて、その返礼品も物というものではなくて、場所によっては1日町長さんをやっていただくとか、そういったこともありますし、かなり加熱なところは、土地を上げて、金額に応じてですけども、土地を上げて定住化を図ろうというふうなところもあるようでございました。その辺はその倫理上の問題等とかを検討させていただくわけなんですけれども、いずれにしろ地方創生の本丸というか、そういうようなアイデア合戦だというふうに本当に思っていますので、こんなことですね、ほかの地域に負けるようじゃまずいというような危機感を当然持っていますので、先ほど課長も話しました

とおり、27年度早々の段階で早め早めに対応していきたいというふうに思っています。以上です。

5 番 小 澤 先ほど、課長が少し検討しましょうと言ったけど、少しじゃなくて早く検討してくださいよ、これは。本当にね、やはり地域間競争の中で立ちおくれをすると、それを取り戻すためにはもっと努力しなくちゃいけないんですね。今、この間、読売新聞で神奈川県その納税ランクが、ふるさと納税の一覧が発表になりました。2月19日付という中でね。その中で、やはり三浦市が1億を超えたと、こういうことが言われています。三浦市が平成26年度、ことしですね、2月の19日現在の締めの中で、ふるさと納税をされた方が7,800人、1億5,000万がふるさと納税として入ってきましたよということで、ここは御存じのようにマグロの遠洋漁業の基地ですから、マグロというものがかなり人気があったというように聞いてます。真鶴町でも400件の申し込みがあって500万のふるさと納税収入があったと。ここは干物に大変人気がある。南足柄も、先ほど話がありましたように、相州牛というものが今現在加熱して、これの受け付けは中止していると。山北町も松田と同じ状況の中で、ミカンとかキウイというものを出している、あるいは中川温泉の宿泊券だとかね。こういうものを具体的に、これだけ寄附いただければこういうものをやりますよということが具体的に出ていて、ネットショッピングだよという悪口もありますけれどもね、ただ、寄附するほうとしては、やはりお礼で返してもらえるものがあれば自分の好きなものを選びたいというのは当然あるはずですよ。先ほど課長が言われたように、松田町のホームページを見ると大変おそまつで、お返しはしますよと書いてあるけれども、どれぐらいのものを返すかというのは何もない。やはりこれだと、なかなかこの町に寄附しようよという人はいないと思います。

よその各町がですね、先進事例を見ますと、先ほど長崎県の平戸市の例もありましたように、ここはポイント制度というような形をとってね、1万円の寄附があれば10ポイントですよ。そのうちのお返し物として例えば5ポイント使いました。残りの5ポイントは来年に持ち越しできますよと、こういうような制度。それだとか、北海道のほうでは、同じような形ですけども、

株主制度というような形で、1,000円を1口として、10口なら、1万円なら10口と。これは、株主制度は何かなと思ってましたら、毎年毎年寄附をしていただくと、その人の株主の口数がどんどんふえていく。ここは、ふるさと納税を森林の整備に使いたい、できれば森林を整備した中で子供たちが自由に伸び伸びできるような、そういった自然公園をつくっていきたいというようなことを政策としてはっきり打ち出している中で、将来それができ上がったときには、株主の皆様がこの町へ来ていただきたい。そのための交通費、宿泊代の補助をしますよと、こういうような形で、継続的に呼び込んでいくというようなことも考えていられます。それから、また北海道のある町では、その寄附の申し込みがね、ネットでできる、スマホでできる、こういう形もとっている。スマホでできますよと言った途端に申し込みが殺到した。この町は、メーンはやっぱり十勝牛だそうです。そういうような中でふるさと納税が9億もいきましたよと。人口わずか5,000人の町ですよ。そういうところでふるさと納税で9億も来るようなこともありますのでね、ぜひそのやり方に対しては考えていっていただきたい。

それともう一つ大事なことは、そのふるさと納税を何に使うか、こういうものに使いたいんですよということを具体的に表示をしていく。そうするとね、今までふるさと納税した人、今までは住民税としてもう何に使われるかわからず取られていたものが、これだと私の税金は、寄附は、こういうものに使ってくださいという指定ができるんですね。ですから、やはりふるさと納税のホームページをつくるときに、うちの町はもらったお金を何に使います。こういうことをやっぱりしっかり書き出して訴えていくことが大事なのかなと思っています。

ぜひですね、ぼちぼちやるんじゃなくて27年度中にしっかりとしたそういうものをつくってホームページに訴えかけていく、こういうことを私は早急にやるべきだろうなと思います。このことについて、改めてもう少し早急なものできないのかどうか、改めて町長にお伺いします。

町長 しっかりと準備をして、しかるべきときに御説明ができるように、早急というようなのは、時期がいつごろまでかという話を本当はしなきゃいけない

と思いますけども、そう遠くないと思いますので、そういうふうに御理解をいただければと思います。

5 番 小 澤 ふるさと納税については以上で終わりますけれども、やはりその各自治体間のこういったふるさと納税獲得競争が現実には起きている。そしてしかもこの近所の山北町、南足柄、あるいは真鶴、それから三浦市ですか、こういうところで一生懸命やっている。こういうものが盛んになると、松田町の住民がいつ、じゃあマグロが欲しいから向こうへ1万円寄附しちゃおうよ、これが簡単にできるんでね、やはりそういった防止策も含めた中でしっかりと早く対応をしていただきたいというように思います。

それから「松田さん、いらっしゃーい」という、これも私もそのハーブ館でやっているとは実は知らなかったんです。さっき言われたタウンニュースを見て、えっ、なのですぐその足でハーブ館へ行って、どこに張ってあるといたら、ちょっと一番見えないところに張ってあるんですね。いや、これ、集めてどうするのって言ったら、まだ5件しか集まってないので、何をするかはちょっとまだ考えてませんよと、もっと集まったら何か考えようというような話だったので、これは、ハーブ館に先を越されたらこの町のメンツなくなっちゃうな。この松田町がやはり町おこしのためにね、これを率先してやるべきだというように私は感じました。

私もまあいろいろこう調べてみたんですけども、全国に散らばっている松田姓のルーツはこの松田町ですね。よそから松田姓が出たわけじゃないんですよ。これは、1100年ごろに秦野にいた、秦野とか厚木を治めていた波多野氏の分かれが松田有常（有経）さん、波多野有常さんが、松田に分家を出てきたときに初めて松田姓を名乗った。この人がですね、ちょうど動乱の時期で、平氏が元気であったころに源氏が出てきたりして、平氏、源氏、いろいろな争いがあった中で源頼朝が平氏を倒して、そしてその後、今度は東西対決の武力争いがあるって、それが承久の乱ですけども、そのときに鎌倉方が関西の豪族を一気に討伐してしまった。そのときに、そこに参戦をしていったのが松田氏であったり、厚木の毛利氏であったり、早川の早川氏だとか小田原の大友氏、こういうこの辺の人たちがみんなそれに参戦をしていって、

その功績としてですね、大友氏が九州の大分県をもらったとか、毛利氏が山口県をもらったとか、小早川氏が広島だ、あるいは松田氏が岡山県を、備前の国と言ってますけれども、備前だとか丹後の国を松田氏がもらっていったと。ですから、備前の松田氏が非常に栄えた。これも松田から行った人がそこで領主としてもらって栄えていったわけですから、丹後もやっぱりそうですね。ルーツとしては、どうしてもこの足柄平野の松田氏の分かれが行っている。そして、松田氏が非常にその小田原にいた大森氏あたりから攻められて困っているときに、備前の国の松田氏からこちらへ来てもらって今の松田の松田家を相続したと。その流れが北条5代に仕えていって、そして最後に、一番最後の、北条5代の一番最後の氏直さんが高野山お預けの身になったときにそこへ松田家の人がついていった。結局氏直さんが亡くなっちゃって行き場がなくて、それを加賀の前田家が引き取ってくれた。そこで松田さんがずっと廃藩置県があった明治まで仕えていた。そして今でも金沢に住んでいられる。そういうような歴史を見ていきますと、やはりこの松田氏のルーツはここにあるんですよ。

今、全国に5万人いるという話もありました。これはね、やはり町おこしの非常に大切なことだと思いますね。これをやって、ネットで全国に投げかけて、松田姓の方、松田に集まりませんか。このルーツを調べている子孫がいますよ。その話を一緒に聞きましょうよというような形で、私はこの松田サミットという形でね、全国にこの松田町を売っていく非常にいい機会かなと、こういうように思いますのでね、今、教育長のほうからぜひやってみないと、こういうようなお話がありますので、私は大変に結構なことだと思っています。この辺について、教育長、具体的にどんな形でいつごろをめどにやっていかれるのか、その辺をもし教育長の気持ちとしてね、こんな形でやっていきたいというのがあればお聞かせいただきたいと思います。

教 育 長 今の御質問ですが、毎年松田町教育委員会では町民大学というものを開いておまして、ことしも5回の講座を開きました。それでこの松田、金沢にいらっしゃいます松田クニヨシさん、ヨシクニさん、ちょっと忘れましたが、その方をですね、招いて、まずその講演会をしてもらおうかなというこ

とを私自身考えております。その後ですね、そういう松田サミットのようなものができるかどうかということの前向きに考えていきたいと思っております。

5 番 小 澤 ぜひね、27年度中にその講演会でもね、やっていただいて、今、観光客といますかね、そういった人たちは何かきっかけを求めているんですよ。今言ったように、松田姓のルーツを皆さん聞きませんかというようなことで投げかけるとね、全国の関心のある人が、それこそ旅費も宿泊代も自分持ちで行って聞いてみたいなど、こういうような心境にさせてやればね、町のその持ち出しというものもほとんど、呼んでくれた人の講演料は払うにしろ、安くそういうものができるので、そういったものに投げかけてね、ひとつ町おこしをやっていきたいなと思いますので、よろしくひとつお願いを申し上げます。

それから、3番目、やっこさんシールのことですがけれども、先ほど町長のほうから、いや、いろいろ自治法や何か法律で決められちゃってるから難しいよという、こういう非常に話がありまして、実はがっかりしたんですけれども。やはりこれもね、この今松田町の中でかなり流通している部分であって、これは行政の考えじゃないですよ、これを持っている町民の方から見ると、やはりこれで例えば水道代に充てられないのかなというのは自然な考えなんですね。いや、その法律でだめだからそんなことできませんと言うのは簡単なんですけれども、やはり町民がせっかくいっぱいになったものを買っただけじゃなくてそういうものに使えると便利だな。今、ガスは今プロパンですがけれども、プロパンは町の業者がやっているわけね、そこではプロパンのガス代を払うのにやっこさんシールでできるんですよ。何で水道代はだめなのという声を聞くんですね。この辺はその現金でなきゃいけないとか等々ありますけれども、これはやるときのテクニックの問題だろうと思っています。ただ、町のほうとしてそういった町民の要望を取り込んで、そして住みやすい町をつくっていくんだというような方針であればね、こういうことはそんなに難しい話じゃない。現実によその自治体でやってるんですから、できないはずはない。やる気があるかないかだけのことですよ。

先ほども自治体間の競争という話が出ましたけれども、今までやってきた

やり方でやっていけば済むという時代じゃないんですよ。幹部職員の皆さんが知恵を出し合って、今までこうだけでも、でもこんなやり方もできるんじゃないかというようなことを考えてね、前向きに、やはりこの町の皆さんがアイデアを出し合って、そして新しいものをつくっていく。私は、1つのそのきっかけだろうと思って、実はこれ、あえてだめだよと言われるのを承知で出したんですけれども。ただ、よその町ではできるものが何でこの松田町でできないんだ。いや、法律がそうなってるからだめだよ。これは簡単なんですよ。後ろ向きな発言は幾らでもできます。前向きな発言を私はしてほしいと思う。

そしてこの、今、やっこさんシールをですね、地域通貨として、あるいはボランティアの方へのサービスとして町は使っていきたいなというようなことも聞いております。今以上にやはり地域の皆さんにこのシールが出回っていったときに、やはり使い勝手のいいものにしていきたい。これがやはり町民へのサービスではないのかなというように思いますのでね、もっと前向きに、そして町の個性をどう引っ張り出していくのか、こういうことをぜひ考えていただきたいと思いますので、あえてその辺につきましてもう一度御答弁をいただきたいと思います。

政策推進課長

スタンプというか、やっこさんシールの支払いの件ですけども、先ほど町長の答弁にありましたように、水道代を払えないわけじゃないんですよ。銀行へ持って行って換金できるわけですから、銀行でその納付書を持って行っていただいて、そこで換金と同時に納めていただくことは、それはもう可能だと思います。先ほどほかの自治体ありましたけども、その自治体についてはその換金ができないと。要するに商品券としてお魚を買うとかお肉、今、プロパンを買うとかということには使えるんですけども、換金ができない。だから松田町のやっこさんシールは、そこはすごいところだと思ひまして、換金ができると。だから信用金庫さんとかですね、に納付書と一緒に持って行っていただければ、それを利用して買うことは…ごめんなさい、支払い、水道代等の支払いについてはできるということが、できるので、すごいいやっこさんシールだと思います。

ただし、先ほどもちょっと法律を出して説明させていただきましたけども、役場の窓口では、それはちょっと法律とか予算決算会計規則があるのでできないということをちょっと説明させていただきました。ですから、先ほど間接的にと説明ありましたが、銀行ではできるということなので、ぜひそちらを利用して水道料金をお支払いしていただきたい、そういうように考えます。

私もほかを調べましたが、やはりどこもそのシールで直接納付はできないということはどこの自治体も考えているようです。ただ、中におきましては覚書を交わしてやっているようですが、それはちょっといかなものかなと思ひまして、松田町におきましては今のところやる予定はない。ですから銀行を利用していただければ結構だと思います。以上です。

5 番 小 澤 町長には最後に答弁いただきたいと思ひますけれども、まあちょっと具体的に話になってきましたけど、今この役場の中のそのお金の窓口、信用金庫さんだけになった、横浜銀行さんは今やってないと。信用金庫さんだけがやっているようなので、私も窓口でたまたま知り合いの人がいましたので話を聞いた、いろいろしたんですけれども、信用金庫さんだけが窓口になっているとね、そういった例えばその窓口にやっこさんシールを持っていっても、その処理は、法律は別にしてですよ、金融機関としての処理はそれほど難しい話じゃないし、そしてこのやっこさんシールの事務局も第2庁舎のすぐそばにあって、それこそ受付できよう1日何冊来ましたよと言えば、すぐそこで換金ができちゃって、帰るときには現金として信用金庫に持ってかえられるというような、そういう今、立地状況にあるんですよ。ですから、何でもかんでも法律が云々、自治法でどうのというようなことで、それを盾にしてやればできるものもできないんですよ。そういうね、やっぱりこの部分はやっていけるんじゃないか、法律がこうなっても何とかこれでクリアできるぞ。それでやったほうが町民サービス、プラスになるんじゃないかというようなことは、やはりこれから知恵を出していろいろ考えていただきたいと思ひます。ですから、これは今、町長の答弁でちょっと難しいぞというような話ですけどもね、やはり将来にわたってこういうもの

がこうならばできるんだよということは、今度は事務方サイドで検討してもらって可能なような形にしてもらえればと思いますけれども、これで私の質問は終わりますけれども、最後にその辺につきまして、町長の答弁を聞いて終わりたいと思います。

副町長 ただいまの件でございますが、担当課長、また町長の答弁でお答えしましたように、また実際にやっている町についても直接公金等をそのシールで払うということとはできないということは結論でございます。ですから、先ほども、例もちょっとお話ししましたように、間接的な行為であっては、法の抜け穴といいますか、その法に抵触しない部分があるかと思えます。ただ、それには、町が窓口へ持ってきて、さあそれでいただきますという格好ではなくて、先ほどもちょっと触れられましたように、さがみ信金の窓口はさがみ信金の窓口でございますので、実はそこにもちょっとさがみ信金のほうからも話をしました。ただ、あそこには預金とかそういう公金以外のことは扱えないということであそこへ入っているような状況もございますので、それも直接的には無理だというお話でございます。その辺の十分検討というか、状況を確認した上で、ただいま小澤議員のおっしゃるように、やっこさんシールの事務局があそこにあるということならば、逆にさがみ信金の窓口で、それを持ってきた方に一言シール会のほうへ行ってお金にしてからお支払いいただいたらどうかというような助言ができるかどうか、その辺もまたさがみ信金のほうとも御相談しながら対応できることはしたいと思えますが、現在のところ…現在のところというより、法律上直接役場の窓口でそれでお支払いいただくことはできないというのが答弁の趣旨でございます。以上でございます。

5番小澤 終わりにしようと思ったんですけれども、一言だけ。新しいことをやられるについてね、やっぱりいろんなハードルは当然出てきますよ。やっぱりそういうハードルを乗り越えていかないと新しいところにたどり着けないというね、これは別にやっこさんだけの話じゃないですよ。確かに今、いろいろ法律でお金のことに関してはがんじがらめに縛られているのはよくわかりますけども、やはりそういった新しいことで何かをやろうといったときに、当

然その前に幾つもハードルが出てきますよ。ハードルがあるからだめだ、そこであきらめちゃうのか、あるいはこれを何としてもやっていったほうが町のためによくなるよというものであればね、そのハードルを乗り越えていくための努力をすべきでしょう。それが私はこれからのこういった小さい町の生き残りだろうと思いますので、その辺も踏まえてですね、よろしく前向きに検討いただくことを願って終わりにします。

議 長 以上で受付番号、小澤啓司君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。（発言を求める声あり）

政策推進課長 すいません、今回お渡ししました松田町の平成27年の予算書の後期高齢者部分についてちょっと未記入部分がありましたので、この休憩中に修正をしたいと思います。できますれば机の上に置いていただければ午後までに修正させていただきますので、よろしくお願いします。申しわけございませんでした。

議 長 では、今、伝達事項がありましたんですが、休憩中に昼食をとっていただき、午後は1時より再開をいたします。暫時休憩とします。

私が失念しました。大変申しわけございません。午後は1時30分に再開いたします。暫時休憩します。 (11時50分)